

一般競争入札（条件付）の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和7年8月4日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度原子力防災活動資機材点検校正業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月30日まで
- (3) 履行場所
岡山県危機管理課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿の役務の提供に係る業務種目の大分類が「7 機械設備等の保守点検（情報通信サービスを除く。）」、小分類が「1 計測機器」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課 危機管理・国民保護班

電話番号 086-226-7385

ファックス番号 086-225-4559

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和7年8月4日から同月18日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/987096.html>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年8月4日から同月18日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）による提出に限る。）

(3) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 閲覧及び配布の期間

令和7年8月4日から同月27日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧及び配布の場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/987096.html>）からダウンロードすることもできる。

(4) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2（1）から（3）まで及び（5）から（7）までの事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

アに規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、（5）ウの宛先に、ファックスにより入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(5) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間

令和7年8月4日から同月18日までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法

仕様書に関する質問・回答書をファックスにより提出し、電話で着信を確認すること。

5 入札の日時、場所等

(1) 日時

令和7年8月28日（木）午後2時

(2) 場所

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県用度課入札室（岡山県庁地下1階）

(3) 提出方法

持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(4) その他

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。ただし、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

(2) 入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札、4（4）イに規定する事後審査において入札参加資格要件に不適合と認められた者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。